

会 議 結 果 の お 知 ら せ

令和８年度第２回宮古市廃棄物減量等推進審議会を次のとおり開催しました。

令和８年７月９日

宮古市廃棄物減量等推進審議会

- 1 開催日時
令和８年６月26日（金）午後１時30分～午後２時55分
- 2 開催場所
市役所２階 ２－１会議室
- 3 議題
(1) 宮古市一般廃棄物処理基本計画（案）について
(2) 宮古市一般廃棄物処理実施計画（案）について
(3) その他
- 4 会議の概要
会議録のとおり
- 5 問い合わせ先
市民生活部くらし安全課環境係 電話64-6488

令和8年度第2回宮古市廃棄物減量等推進審議会

1 出席者（9名）

- ① 橋本正吉 会長 ② 山根吉一 副会長 ③ 吉田守 委員 ④ 中済秀美 委員
- ⑤ 佐々木匡 委員 ⑥ 星節 委員 ⑦ 鈴木結花 委員 ⑧ 田川慶典 委員
- ⑨ 佐々木俊一 委員

2 欠席者（5名）

- ① 小笠原信子 委員 ② 齋藤浩貴 委員 ③ 伊藤薫子 委員 ④ 畠山りか 委員
- ⑤ 小川興隆 委員

3 事務局出席者（7名）

- ① 西村泰弘 市民生活部長 ② 和美邦彦 くらし安全課長 ③ 金澤美智子 副主幹兼環境係長
- ④ 小林真 環境係主査 ⑤ 田山大雅 環境係主事 ⑥ 皆川美歌 環境係きれいなまち推進員
- ⑦ 小向正彦 副主幹兼給排水普及係長

4 傍聴者

なし

5 議題等

- (1) 宮古市一般廃棄物処理基本計画（案）について
- (2) 宮古市一般廃棄物処理実施計画（案）について
- (3) その他

質疑応答内容

意見・質疑	回 答
【議題】宮古市一般廃棄物処理基本計画（案）について （委員） 2 ページの「廃棄物の処理・リサイクルに関する法体系」について、「宮古市」から「宮古地区広域行政組合」に向かう矢印の表示を逆向きに修正したという説明があった。 廃棄物処理法上、市町村が一般廃棄物処理計画を定めることが義務付けられており、一方で組合の一般廃棄物処理計画は、構成市町村である宮古市・山田町・岩泉町及び田野畑村の一般廃棄物処理計画との調整を図らなければならないと規定されていることより、法体系上は構成市町村の計画を受けて、組合が一般廃棄物処理計画を策定することになっていると思うが、如何か。 （委員） 法体系の図ではないということか。 （委員） 45 ページの「ア 生ごみの減量化・資源化」について、「ひと絞り運動」ではなく、ひらがな表記の「ひとしぼり運動」とした方が、こどもから高齢者まで理解できるのではないか。 46 ページの「エ 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進」について、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品の減量に関する計画として、岩手県食品ロス削減推進計画がある。計画期間は令和 3 年から令和 12 年までであり、計画に基づく施策例として、食べ残した食品の持ち帰りや 3010 運動が記載されているのでご参考いただきたい。 55 ページの「1 漁業系廃棄物の処理」において、漁業系廃棄物ではなく、漁業系一般廃棄物と表記した方がよいのではないか。	（事務局） 本市の計画は、国の法律及び岩手県・宮古地区広域行政組合の計画との整合を図って調整して策定するものであるもので、そのような意味合いで考えると、本市の立場では、「宮古地区広域行政組合」から「宮古市」に向かう矢印になる。 （事務局） 法体系に反するものではない。 宮古地区広域行政組合の立場では構成市町村の計画との整合を図り、本市の立場では宮古地区広域行政組合の計画との整合を図るものであり、それぞれの立場により矢印の向きは変わってくるものとする。 （事務局） 数多くの意見を頂戴した。事務局において整理・確認の上、必要に応じて訂正したい。

「３ 不法投棄防止の推進」において、 「県・警察等と連携を強化し、…」とあるが、 実際に監視パトロール等の不法投棄防止に係る 取組を行っているのは岩手県の振興局や保健所 であり、その旨を明記した方がよいのではない か。 また、きれいなまち推進員が監視パトロール を行っていることを明記したほうがよいのでは ないか。 そして、本基本計画（案）には、海岸漂着物 の処理に係る記載がない。県では第二次岩手県 海岸漂着物対策推進計画があるので、その旨記 載してはどうか。 （委員） 生活系ごみは少なくなっているようだが、事 業系ごみは増えている、また、リサイクル率は 下がっているとのことであった。 ただ計画を立てるだけでなく、折に触れて 計画に記載されている取組内容を精査し、目標 値に近づけるような工夫を協議してコツコツや っていただきたい。 （委員） 生活系ごみは、ごみ集積場に出るごみのこと なのか。 （委員） ごみ集積場だけではなく、直接持ち込まれる ごみも含まれるということであるが、粗大ごみ も生活系ごみになるか。 （委員） 自分が住んでいる地域のごみはどのくらいの 量なのかという視点で数量を理解しないと住民 の意識は変わらないように思う。 マクロの数字だと理解が難しい。	（事務局） 委員ご発言のとおりであり、ひとしぼり運動 等の取組を改めて周知・意識啓発しながら ごみの減量化を進めてまいりたい。 （委員） 一般家庭からごみ集積場に出るごみと行政組 合に直接搬入されたごみを合わせた量になる。 （委員） 粗大ごみも宮古市で収集する場合と直接持ち 込まれる場合があり、どちらの場合でも生活系 ごみになる。 （事務局） 委員ご発言のとおり、市全体の数字を示され ても分かりにくいと思う。例えば、ひとしぼり運 動をやるとおおよそ何グラム減らすことができ るとか、しっかり分別すれば何グラム減らすこ とができるかなど、より分かりやすい形で周知 していくのは大事なことであると思うので、こ れから検討してまいりたい。
---	--

【議題】宮古市一般廃棄物処理実施計画（案）について （委員） 12 ページに記載のウニ殻・カキ殻の運搬業者が1社のみであるが、適正に処理できるのはここだけということなのか。 （委員） 他の業者が収集運搬しても問題ないのか。 （委員） 4 ページの「エ 生ごみの減量化・資源化」について、基本計画と同様に「ひと絞り運動」ではなく、ひらがな表記の「ひとしぼり運動」とした方が、こどもから高齢者まで理解できるのではないか。 12～13 ページの「5 その他の計画」の中に、「不法投棄防止の推進」に係る記載がない。 基本計画に合わせて、実施計画にも記載が必要ではないか。 13 ページの「(5) 海岸漂着物の処理」において、「地域計画の基本方針において沿岸市町村の役割として定められている事項」として①～③の記載があるが、地域計画本文に記載のある「④ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保」が抜けているのではないか。	（委員） 構成市町村で定めた「動植物性残さによる漁業廃棄物処理計画」に基づき処理されるものであり、岩手コンポスト(株)がウニ殻を堆肥化する際に、北上市にある自社工場にウニ殻を収集運搬するために、その許可が必要となる。 そこで、ウニ殻を堆肥化することを条件として、岩手コンポスト(株)に収集運搬の許可を与えて、漁協が主体となってウニ殻を集めて堆肥化している。 なお、カキ殻については、現在有価物になっており、廃棄物ではないので、許可がなくても収集運搬できることになっている。 （委員） 県内では、堆肥化できる業者が岩手コンポスト(株)のみであるので、本地区から運び出すために許可を与えて運搬する計画になっている。 また、ウニ殻等の堆肥化ができる業者が岩手コンポスト(株)の他にもあり、本計画の収集運搬業者に加わってもよいという意向があれば、計画を改定して、新たな業者に許可を与えることもできる。 （事務局） 基本計画との関連を考慮しながら、両計画の整合が取れていない箇所は調整いたしたい。
---	--

(委員) 多量排出事業者の出す廃棄物量をしっかり管理いただきたい。人口・事業所数が減っているのに事業系ごみが減らないのは腑に落ちない。 きれいなまち推進員が数名という少数で指導を行っているということを以前伺ったが、実際にどこで何を指導するかというような計画も必要なのではないか。	(事務局) 多量排出事業者からは廃棄物の排出計画を提出いただいているが、そこからさらに踏み込んで、実際の状況を詳しく聴取することなどの取組が必要であると考えているところである。 また、きれいなまち推進事業については、市内全域から、各地区の抱える事情などにより多種多様な相談事が毎日のように寄せられており、その都度、現場に赴き、分別不良等により収集されなかったごみを確認して、改善を促すような指導の取組をするなどの業務を行っている。それに加えて、町内会等からお声がけがあれば、出前講座にてごみ分別に係る啓発なども行っている。 より計画的に具体的な取組をとというご意見を頂戴したので、検討させていただいて、日々の業務に反映してまいりたい。
(委員) 自治会にも声をかけて、適切にごみを出すようにしたい。	
(委員) ごみ集積場について、市内にどのくらいあるのか。またごみ集積場が足りない場合、増やしてもらえるのか。	(事務局) 市内でおおよそ1,600箇所ある。世帯数が一気に増えたりした場合などは、協議の上、新設を認めることもあるが、あらかじめ決められた委託料によりごみの収集運搬業務を行っていることなどもあり、利便性などの事情による新設は難しい状況である。
(委員) 収集車の台数等はどのような状況であるのか。	(事務局) 8ページに記載の収集車両により収集を行っている。
(委員) 多量排出事業者はどのような事業所なのか。	(事務局) スーパーマーケットや福祉事業所等がある。 (事務局) 令和6年度は、本市に19事業者であった。 (事務局) 本計画にも新たに記載したが、今までは計画書を出してもらって終わっており、それ以上の働きかけまで踏み込んでいなかった。 まずは、現状把握をきちんと行い、ごみの減

(委員) 海岸漂着物の清掃等は漁協の組合員がやっているのか。衛生組合なのか。どのような方が携わっているのか。	量や資源化できる余地がないか、業者と一緒に話し合っていかなければならないと考えている。 (事務局) 漁港のごみは漁港の管理者が処理をする責任がある。また、漂着ごみ回収ネットワークという市民団体が、市内のおおよそ 30 箇所、浜に青い網袋を設置し、誰かが浜に来た際に、拾ったごみを自由にその網袋に入れていただく取組を行っており、市ではその活動を後援している。 海洋ごみは世界的な問題であり、流れ着いたごみには外国のものも含まれている。なかなか減らそうと思ってもすぐに減らせるものでもないので、まずは拾っていくということが大事なのではないかと思っている。 (事務局) 漁港には県の管理する漁港と市の管理する漁港がある。
--	---